

医療法人 芳真会 うめむら（指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所）運営規程

第1条（目的）

この運営規程は、医療法人芳真会 うめむら（指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所）が、利用者に質の高い居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

第2条（事業内容）

1. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業及び指定居宅介護予防支援事業
2. その他、利用者のニーズに応じたサービス

第3条（運営の方針）

1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅介護サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
3. 秘密の保持及び個人情報「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努める。

第4条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は次の通りとします。

- 名称：うめむら
- 所在地：弘前市石渡一丁目一番地六号

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとします。

- 介護支援専門員（管理者兼務）：1名
- 介護支援専門員（併設梅村介護医療院 相談員兼務）：1名
 - サービス計画の作成、居宅サービス事業所との連絡調整、必要時の介護保険施設の紹介等
- 事務職員：1名（兼務）
 - 必要な事務

第6条（営業日及び営業時間）

- 営業日：月曜日～金曜日（国民の祝祭日、8月13日、12月31日～1月3日を除く）
- 営業時間：午前8時30分～午後5時30分

第7条（指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供方法及び内容）

- 利用者の相談を受ける場所：事業所内の相談室
- 使用する課題分析表の種類：全国社会福祉協議会方式
- サービス担当者会議の開催場所：利用者の居宅または事業所内の相談室
- 介護支援専門員の居宅訪問頻度：要介護（月1回以上）要支援（3か月に1回以上）

第8条（利用料金その他の費用の額）

指定居宅介護支援及び指定介護予防支援を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援及び指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、弘前市内を原則とする。

第10条（関係書類の保存・管理について）

- 関係書類の保存期間：契約終了後2年間
- 利用者又はその家族からの関係書類の閲覧：可能

第11条（研修）

- 従業員の資質向上のための研修
 - 採用時研修：採用後3ヶ月以内
 - 事業所は、従業員の資質向上を図るため、必要に応じて外部研修への参加を推奨する。

第 12 条（秘密保持）

従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

第 13 条（業務継続計画の策定）

1. 事業所は、地震、風水害、停電等、緊急事態が発生した場合に備えて、業務継続計画を策定する。
2. 業務継続計画には、以下の事項を記載する。
 - 緊急事態発生時の連絡体制
 - 利用者へのサービス提供の継続方法
 - 事業所の復旧計画

第 14 条（高齢者虐待防止措置の実施）

1. 事業所は、高齢者虐待の防止に努めるものとする。
2. 事業所は、以下の措置を講じる。
 - 職員に対する研修の実施
 - 高齢者虐待の疑いがある場合の対応方法の明確化
 - 関係機関との連携

第 15 条（その他）

この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は平成 23 年 6 月 1 日から施行する

この規程は平成 25 年 7 月 1 日から施行する

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は令和 7 年 9 月 1 日より施行する。

この規程は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。